

# 「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」 骨子素案（たたき台）の考え方・関連意見

## 《はじめに》

○条例案のたたき台作成にあたり、各項目の考え方と関連意見を整理したものです。

## 1 条例の題名

長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）

### (1) 考え方

- ① 「条例の題名」には、既に同様の条例を制定している 20 都府県のうち、11 県が採用している「人権尊重の社会づくり条例」という名称を仮称とした。
- ② 仮称には「差別」の文言を含みませんが、「差別」は人権を侵害する類型の一つであり、条例は差別を始めとしてあらゆる人権の侵害を行ってはならないという立場で規定

## 2 前文

- 日本国憲法や世界人権宣言に謳われている人権尊重の理念の確認
- 人権の普遍性
- 県内の人権尊重の取組（本県のレガシー）
- これまでの本県の取組と、現在の状況（立法事実）を踏まえた条例制定の必要性
- 県が条例を制定することの意義

### (1) 考え方

- ① 「前文」では、本条例の制定の趣旨や背景（条例の必要性や立法事実）、本条例を制定する意義を規定
- ③ 「前文」は、具体的な法規を定めるものではないが、各条項の解釈に当たっては、前文の趣旨に十分留意する。
- ③ 制定された条例に基づいて、県行政を施策遂行する上で人権尊重及び人権啓発を図ることと宣言するものであり、互いを対等な個人として尊重すること（個人の尊厳）を基礎とした私人間相互における人権尊重の大切さを明らかにするもの。

### (2) 関連意見

#### 【審議会】

- 他県の条例にも日本国憲法の精神ということが書かれている。憲法や国際人権条約を挙げることも、人権尊重の流れの中にこの条例も位置づけるという意味で検討に値する。
- 子どもの権利条約や障がい者の権利条約は、前文か目的に明記するのがよい。
- 県が人権施策で何を行うかではなく、県が絶対に人権を侵害しないという姿勢を示すの

が大事

【団体等】

- 条例に「多様性」や「共生」という言葉が入るとよい。
- 本県には、戦時中満蒙開拓団を送り出してきた歴史がある。戦争が起きれば人権を守る話にならないので、憲法の前文に規定されている「平和のうちに生存する権利」を前文に入れてもらいたい。
- 長野県独自の視点として、県民が幸せに生活する上での基本的な条件である「豊かな自然環境の保護の観点」を基本的な理念として入れてはどうか。
- 部落差別は、インターネット上の差別投稿など形を変えて続いている。条例には「いまなお続いている」という趣旨を入れてほしい。
- 長野県の歴史や特徴を踏まえた内容を検討すべき。

### 3 各条文

#### (1) 目的

- この条例は、人権尊重の社会づくりについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることなどにより、人権施策を総合的かつ計画的に推進し、人権尊重の理念や重要性を県民の皆様と改めて共有するとともに、人権がより尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (1) 考え方

- ① 本条例の目的が、人権尊重の社会づくりについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにすること、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定め、人権施策を総合的かつ計画的に推進すること、人権尊重の理念や重要性を県民の皆様と改めて共有することにより、人権がより尊重される社会の実現に寄与することであることを規定
- ② 「県の責務」に関する項目は次のとおり。
  - ・(2) 県の責務
  - ・(5) 市町村との協働
  - ・(8) 相談支援体制
  - ・(9) 人権教育及び人権啓発
  - ・(10) インターネット上の誹謗中傷等の防止
- ③ 「人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項」に関する項目は次のとおり。
  - ・(6) 人権政策推進基本方針
  - ・(8) 相談支援体制（再掲）
  - ・(9) 人権教育及び人権啓発（再掲）
  - ・(10) インターネット上の誹謗中傷等の防止（再掲）
  - ・(11) 災害等の発生時における人権侵害行為の防止等
  - ・(12) 人権政策審議会

④ 「県民及び事業者の責務」に関する項目は次のとおり。

- ・(3) 県民の責務
- ・(4) 事業者の責務
- ・(7) 人権侵害行為の禁止等

## (2) 県の責務

- 県は、前条の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って人権施策を総合的、積極的かつ計画的に推進するものとする。
- 県は、人権施策を推進するに当たっては、関係部局等相互の緊密な連携を図るとともに、国、市町村、関係機関、関係団体その他の関係者と連携協力するものとする。

### (1) 考え方

- ① 県の責務として、県は県の関係部局はもとより、国、市町村、関係機関、関係団体その他の関係者と連携協力を図りながら、行政のあらゆる分野において、人権が尊重される社会づくりを進めるための人権施策を総合的、積極的かつ計画的に実施
- ② 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号、以下「人権教育・啓発推進法」）に規定されている県の人権教育及び人権啓発に関する責務は、人権施策の推進において特に重要性が高いことから、別条を設けて規定（「(9) 人権教育及び人権啓発」を参照）。

### (2) 関連意見

#### 【審議会】

- 県の責務を明確にすることにより、県民の御協力や御理解が得られるものと思う。
- 目的、県の責務や県民の責務のようなものは、必ず必要な記載である。
- 県が人権施策で何を行うかではなく、県が絶対に人権を侵害しないという姿勢を示すのが大事（再掲）。

## (3) 県民の責務

- 県民は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、相互に人権を尊重し、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。
- 県民は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

### (1) 考え方

- ① 県民は、自らが、人権が尊重される社会づくりを進めるための大切な担い手であることを認識し、人権が尊重される社会を実現するために、自ら人権尊重の精神を養い、社会生活において相互に人権を尊重しなければならないことを規定

- ② 人権教育・啓発推進法第6条には、「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」と規定されており、この内容を条例においても確認
- ③ 県民は、県が実施する人権施策に協力するよう努めることを規定

## (2) 関連意見

### 【審議会】

- 県が人権施策で何を行うかではなく、県が絶対に人権を侵害しないという姿勢を示すのが大事（再掲）
- 目的、県の責務や県民の責務のようなものは、必ず必要な記載である（再掲）。

## (4) 事業者の責務

- 事業者は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、従業員その他の関係者の人権を尊重し、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。
- 事業者は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

## (1) 考え方

- ① 事業者は、従業員や顧客に対してのみならず、人権尊重の社会づくりに当たって事業者ならではの役割もあると考えられることから、「県民の責務」とは別建てで「事業者の責務」を規定
- ② 事業者の責務として、人権に関する他都府県の条例における事業者に関する規定も参考にして、従業員その他の関係者の人権を尊重すること、人権尊重の社会づくりに寄与すること、県が実施する人権施策に協力することをいずれも努力義務として規定
- ③ 「事業者」とは、営利、非営利を問わず、県内において事業を行う者をいい、その対象を企業（法人）だけに限るものでなく、町内会、自治会、NPO、NGO等を含むと想定
- ④ 「従業員その他の関係者」には、従業員のほか、顧客、取引先、株主、採用への応募者、事業活動を行う地域の住民などを含むと想定
- ⑤ 本県条例において「事業者の責務」を定めている例は多い。代表的なものは、長野県子どもを性被害から守るための条例（平成28年条例第31号）第8条、長野県福祉のまちづくり条例（平成7年条例第13号）第6条、長野県男女共同参画社会づくり条例（平成14年条例第59号）第11条など。

### 例：長野県男女共同参画社会づくり条例

第11条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## (2) 関連意見

### 【審議会】

- 事業者の責務は、最近制定されたもの（他県の条例）にはかなり多い。背景にはパワハラ、企業の中における人権侵害、外国人の技能実習生の問題などがある。事業者の責務も規定した方がよい。
- 市町村の責務と事業者の責務は、マイノリティの人権に直結する問題、条例に盛り込んでほしい。

### 【団体等】

- 企業においては女性、外国人、高齢者など様々な人が働いており、それぞれの人権を尊重し、多様性を受け入れる土壌をつくるのが、働きやすい職場づくりにつながる。
- 事業者の責務を規定してほしい。労働者の権利を企業が守らないと人権尊重の実現はできない。人権は企業が守るべき社会的責任・CSR（企業の社会的責任）。国際取引では環境汚染、セクハラ・パワハラ、不当な搾取的取引があれば、中小企業であっても取引ができなくなってきている。外国人技能実習生の問題も同じ。世界的に見ても企業の責務が大きくなってきている。

## (5) 市町村との協働

- |  |
|--|
| ○ 県は、人権尊重の社会づくりの推進のため、市町村と協働して人権施策を実施するものとし、市町村に対し、情報の提供、必要な助言その他の必要な協力を行うものとする。 |
|--|

## (1) 考え方

- ① 県と市町村は対等協力の関係であるとの立場に立ち、人権尊重の社会づくりに資する市町村独自の取組や施策について、県から市町村に、情報の提供、必要な助言その他の必要な協力を行うことを県の責務の一つとして規定
- ② 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）により、都道府県と市町村は対等協力の関係とされ、法律の規定がない限り、都道府県は市町村に対して努力規定を含め義務付けることはできないと解されている。このため、市町村の責務として規定するのではなく、市町村との協働に臨む県の責務として規定

## (2) 関連意見

### 【審議会】

- 市町村と足並みをそろえてやっていくということが、県としては非常に大事。
- 市町村の責務と事業者の責務は、マイノリティの人権に直結する問題、条例に盛り込んでほしい（再掲）。

### 【団体等】

- 「県の責務、県民等の責務、市町村との協働等」が明記されることで、県だけでなく、県民、事業者、市町村がそれぞれの立場で人権尊重に貢献する意識が醸成されることを期待。
- 県の責務規定については、理念を示すだけでなく、人権課題の現状把握や具体的な施策の実施に関して、県が主体的に取り組む姿勢を明確にし、市町村との適切な役割分担と

連携のもと、強いリーダーシップを発揮することを求める。

## (6) 人権政策推進基本方針

- 知事は、人権政策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 基本方針の位置付け
  - (2) 人権政策の基本理念
  - (3) 人権施策の方向性
  - (4) 人権教育及び人権啓発に関すること
  - (5) 人権相談支援の体制に関すること
  - (6) 人権問題における分野別施策の方向性
  - (7) 人権政策の推進体制に関すること
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、人権政策を推進するために必要な事項
- 知事は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、「(12) 人権政策審議会」第1項の長野県人権政策審議会の意見を聴くものとする。
- 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### (1) 考え方

- ① 平成22年に定めた「長野県人権政策推進基本方針」を改めて条例に位置付け。
- ② 基本方針は、県の人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策に関する基本的な方針とし、基本方針に必ず記載しなければならない事項を規定
- ③ 基本方針の制定・変更等の手続を規定
- ④ 条例制定後に新たに顕在化する人権課題にも迅速に対応できるように、具体的な人権課題に対応する施策の在り方は、基本方針において規定することを規定

### (2) 関連意見

#### 【審議会】

- 「長野県人権政策推進基本方針」を改定する議論を先行して行っていたところであり、条例に基本方針の（位置づけに係る）規定を置くのはよいと思う。

## (7) 人権侵害行為の禁止等

- 何人も、他人に対して、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）、性自認（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）、社会的身分、被差別部落の出身であること、障がい、感染症等の病気、職業その他の事由を理由として、不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、アウティング（性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行う行為を含む。）をしてはならない。
- 何人も、他人に対して、優越的な関係を背景として、不当な要求をすることその他の不当な行為をしてはならない。

### (1) 考え方

- ① 社会における共通認識となるべき規範として明示するという趣旨から、差別をすることその他の人権侵害行為を全般的に禁止することを規定
- ② 「不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、アウティング、誹謗中傷」は「他人の権利利益を侵害する行為」の種類を分かりやすく例示、「他人の権利利益を侵害する行為」の種類をこれに限定する趣旨ではない。
- ③ 「優越的な関係を背景として、不当な要求をすること」は、優越的な関係を背景としてハラスメント行為をしてはならないことを規定

### (2) 関連意見

#### 【審議会】

- 差別の禁止宣言を盛り込むというのは、非常に意義がある。
- 秋田県、山梨県などで性的指向・性自認という言葉が入っているので、検討してもよい。
- 今後新たに発生する人権侵害も含めるとか、将来に向けて新たに発生するものも入れるという表現も入れ込んでおけばいい。
- LGBTQ のことで悩ましいのがアウティング行為をどのように規定するか。プライバシーの侵害行為という定め方だと足りない。

#### 【団体等】

- 具体的な差別について記した方が良くと思う。基本方針に入れるとの県の考えもあるが、条例に掲載した方が分かりやすい。これが差別だと明記することが必要。
- 平成7年(1995年)に日本が加入した人種差別撤廃条約に沿った内容とすることを望む。
- 多様性を認め合える社会をめざし、「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障害他の差別を許さない」という意思を明記してほしい。
- 差別禁止行為に何を盛り込むかは、他県条例を参考とすることはもちろん、今日の課題として、性的指向や性自認は盛り込んでもらいたい。
- 県内では同和問題に従前から取り組んできた。深刻な部落差別が存在しているということを踏まえて、「門地」というような分かりにくい表現ではなく、鳥取県条例のように明確な方がよい。

## (8) 相談支援体制

- 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえ、県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じる体制を整備するとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）に対して、相談者の相談内容に応じた必要な情報の提供、助言等の支援を行うものとする。
- 県は、前項の支援を円滑に行うため、県の関係部局及び国、市町村等が設置する専門的な相談機関その他の関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

### (1) 考え方

- ① 人権侵害行為を受けた者、その他家族・関係者の人権に関する問題についての相談体制の整備及び相談への対応について規定
- ② 相談を人権侵害に対する重要な救済手段の一つと捉え、県の関係部局相互間はもとより、国、市町村等が設置する専門的な相談機関その他の関係機関と緊密に連携しながら対応することを規定

### (2) 関連意見

#### 【審議会】

- 調停・仲介というところまでは、実効性（終局的な解決力）の観点等から難しい。理念的なものにとどまってしまうのではないかという御意見もあるが、理念は理念としてあること自体、極めて意義が高い。
- ほかの制度との役割分担の観点も必要。例えば訴訟、裁判所の民事調停等の制度も用意されている。県では、何が要求され、何が役に立つのかという議論が必要。
- 裁判所の手続は基本的に強制力がある。訴訟はもちろん、民事調停にも出頭自体は強制力がある。弁護士会には強制力はないが、弁護士会で中立な第三者として調停のようなことをするADR（裁判外紛争解決手続）がある。弁護士会の人権擁護委員会では、人権侵害が強度なものであって、是正する必要性が高い場合には警告文書を弁護士会の会長名で送付、公表、勧告、要望などを行う。
- 仮にあっせんなどを設け、うまくいかなかった場合に、県が強制力を持って罰金を科すとか、そういうものは法制度的には難しい。
- 法務局にそういう部門（人権審判手続）があること自体あまり知られていない。だから、県に相談があったら、適切な窓口を紹介をすることがよい。
- 実効性（終局的な解決力）のある相談先につながることを大事なので、条例ではそこにつながることを県として大事にしてほしい。
- 条例と併せてた施策として相談体制は最低限必要。県として解決の方向をサポートする姿勢を示すという相談体制を位置づける必要がある。
- 禁止の宣言を盛り込む、差別等の人権侵害の禁止を盛り込むことは必須だと思うが、仮にそれが起きてしまった場合、どこかにつながらないと、やはり不完全。例えば弁護士の相談につながるということがあれば、それはいい。
- 起きた事実をまず正確に確認し、どの人権のことで、禁止されている事柄に当たるか、

何%ぐらい当たりそうかなどを把握する。それを踏まえて、解決する方法は、何にもないということもあれば、複数考えられる場合もある。それぞれにメリットとデメリットを判断できる必要がある。

- 人権侵害行為を受けたと考える人に分かりやすい窓口をつくっておくことが大切。そこから適切にしかるべきところに行くという、分かりやすい仕組みをつくるのが大事。

#### 【団体等】

- 適切な支援をするところにつなぐ総合的な相談窓口が必要。相談に携わる関係機関によるネットワークの様な支援体制の協力体制・連携体制構築の検討が望ましい。
- 救済については、様々な意見があると思うが、裁判所やADR（裁判外紛争解決手続）機関など活用可能な既存の手続があるので、そうした手続との連携を重視し、県としては相談業務に注力して、市町村や関係機関と連携・協力する体制を構築していった方がよいのではないか。
- 県では最終的に強制力をもって解決できない。最後に頼るところは強制力があってしつかりと問題解決ができる機関だと思うので、相談業務を工夫してほしい。弁護士会、裁判所、法テラス、法務局・人権擁護委員、警察、検察などと協力し、そこへ紹介していくことが必要である。
- 理念的な条例とするのか調停・仲介規定まで定めるのかについては議論があると思うが、人的なリソースや法的な専門性の観点から県で調停・仲介まで行うのは難しいのではないかと。

### (9) 人権教育及び人権啓発

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 県は、「(1) 目的」の目的を達成するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。</li></ul> |
|---|

#### (1) 考え方

- ① 人権教育と人権啓発を積極的に行うことは、人権教育・啓発推進法に「人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し実施することは、地方公共団体の責務である（第5条）」及び「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。（第6条）」と規定されていることを受け、これを確認
- ② 人権教育・啓発推進法に規定された県の重要な責務であることから「(2) 県の責務」と分けて別に規定

#### (2) 関連意見

##### 【団体等】

- 幼少期から学校教育だけではなく、地域社会における生涯学習等を通じて人権尊重意識の醸成を図ることが大切。
- 子どもたちが性暴力の被害者にも加害者にもならないよう、必要な教育や啓発、その他の施策を行うこと。
- 人権教育は学校だけでなく、職場や地域社会においても重要。年齢や立場に応じたきめ

細かい啓発活動を期待。特にインターネット上の誹謗中傷や SNS での人権侵害が増える中で、デジタルリテラシー教育の充実も強く求められる。

- 「教育に携わる者の責務」を加えてはどうか。

## (10) インターネット上の誹謗中傷等の防止

- 県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、次の各号に掲げることに取り組むものとする。
  - (1) インターネット上の誹謗中傷等（インターネットを利用して、プライバシーの侵害に該当する情報、誹謗中傷に該当する情報その他の他人の権利利益を侵害する情報又は人権侵害行為を助長し、若しくは誘発する情報（以下「人権侵害情報等」という。）を発信することをいう。次号において同じ。）を防止するために必要な教育及び啓発に関すること。
  - (2) 県民に関し、又は県民によりインターネット上の誹謗中傷等が行われた場合であって、人権侵害情報等の送信を防止する措置を講ずる権限を有する者等に対して県が人権侵害情報等の削除を要請することが必要と認められるときに、当該人権侵害情報等の削除に向けた必要な措置を講ずること。

### (1) 考え方

- ① 本条例の検討に至った背景の一つに、SNS 上の誹謗中傷など、人権課題が一層多様化・複雑化するとともに、他者の人権を侵害する様々な事象が依然として発生していることがあげられる。このため、インターネットを通じて行われる誹謗中傷などの不当な人権侵害への取組方針を規定
- ② インターネット上の誹謗中傷等を未然に防ぐための取組として必要な教育及び啓発を、インターネット上の誹謗中傷が起こってしまった場合の取組としてその削除に向けた必要な措置を講ずることを規定
- ③ 「表現の自由」は、日本国憲法（第 21 条）が保障する重要な人権であることから、本条に規定する取組に当たっては、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意することを規定
- ④ なお、現在も本県では部落差別に関する事項についてモニタリングを実施しており、必要な場合は関係市町村に情報を共有するとともに、長野地方法務局を通じてプロバイダ事業者に対して当該情報の削除要請を行っている。

### (2) 関連意見

#### 【団体等】

- インターネット上での差別・人権侵害に対しては是非具体的対応項目を入れた内容を望む。
- インターネット上での人権侵害を規制する条項を作ること望む。
- 差別禁止宣言規定だけでなく、インターネット上の部落差別投稿等の削除要請など、起きた人権侵害事案への対応規定があることが望ましい。

- 特に被差別部落を公表しているようなインターネット上の事案や誹謗中傷等には、関係機関の連携を強化して削除に向けて取り組むようなことを盛り込むことを望む。

### (11) 災害等の発生時における人権侵害行為の防止等

- 県は、災害、感染症のまん延その他緊急事態の発生時（以下「緊急事態発生時」という。）において人権侵害行為を防止し、及び人権を尊重するため、緊急事態発生時における人権侵害行為を助長し、又は誘発するおそれのある風説の流布の防止のための対策その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (1) 考え方

- ① 災害、感染症等のまん延その他緊急事態の発生時（以下「緊急事態発生時」という。）において人権侵害行為の防止や人権尊重のために必要な措置を講ずることについて規定
- ② 本県には長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年条例第25号）があるが、災害や未知の感染症等のまん延等の場合にも幅広く対応できるように規定
- ② 緊急事態発生時とは、自然災害の発生や感染症の流行などによる県民の生命・財産を脅かすおそれのある事態の発生時を想定
- ③ 災害等の非常時における社会的弱者やマイノリティ（外国人、女性、高齢者、障がい者、性的マイノリティ等）の権利擁護が課題。災害時の避難所での性暴力、デマの拡散、新型コロナウイルス感染症の蔓延下の虚偽情報の流布など、災害等の非常時に人権侵害行為が発生しやすい傾向が見られることから、特に留意する必要があると史料

### (12) 人権政策審議会

- 基本方針その他人権施策に県内に暮らす全ての者の意見を反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、人権政策に関する重要事項の調査審議をするための長野県人権政策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- 審議会は、人権政策に関して知事に意見を述べることができる。
- 審議会は、学識経験者から執行機関が任命する委員により構成し、10人以内で組織する。
- 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員は、再任されることができる。
- 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、長野県附属機関条例（令和2年条例第3号）の規定を準用するものとする。

#### (1) 考え方

- ① 長野県人権政策審議会（以下「審議会」という。）の位置付けを明確にするために、現在、長野県附属機関条例（令和2年条例第3号）（以下「附属機関条例」）に規定されている審議会の根拠規定を本条例に変更

- ② 審議会の責務は、従来どおり「人権政策に関する重要事項の調査審議及び知事に対する意見の申述に関すること」と規定
- ③ 審議会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定されている知事（執行機関）の附属機関。附属機関条例を準用する規定としては、附属機関条例第 5 条の会長の選任方法（委員の互選）、第 6 条の会議に関する規定（会長が招集し、議長となること）、第 7 条の部会の設置に関する規定、第 8 条の専門委員の選任に関する規定などを想定。

## (2) 関連意見

### 【団体等】

- 審議会は、附属機関条例から新しく人権条例に位置付けて役割を明確化するのがよい。

## (13) 附則

- この条例は、令和 年 月 日から施行する。
- 審議会の委員の選任のために必要な準備行為は、施行期日前においても行うことができる。
- 平成 22 年 2 月付けで制定されている長野県人権政策推進基本方針は、第 条第 項に規定する基本方針とみなす。

## (1) 考え方

- ① 条例の施行年月日について規定
- ② 審議会の根拠規定の変更に伴う経過措置を規定
- ③ 現行の基本方針に係る経過措置を規定